

ID: 294

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	視聴覚室等の使用の許可及び変更許可					
例 規 名 根 拠 条 項	長門市立図書館条例 第7条第2項					
例 規 番 号	平成17年条例第166号					
【根拠条文】						
(視聴覚室等の使用)						
第7条 視聴覚室等については、図書館奉仕に支障のない場合に限り、一般に使用させることができる。						
2 前項の規定により視聴覚室等を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。						
【基準】						
根拠条文及び第8条の規定による。						
(許可の制限)						
第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、視聴覚室等の使用を許可しない。						
(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めたとき。						
(2) 建物又はその附属設備を損傷するおそれがあると認めたとき。						
(3) その他管理上支障があると認めたとき。						
2 教育委員会は、視聴覚室等の使用を許可する場合において、管理上必要な条件を付すことができる。						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日			